

第5章

景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定の方針

(法 第8条 第2項 第3号)

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の基本的な考え方

本市には、歴史的意義を持つ建造物や市民に親しまれている樹木など、特徴的な外観を有し、村上らしい景観を形成していく上で重要な構成要素となる建造物や樹木が、多数存在します。

一方で、これらの建造物及び樹木は、建造物の老朽化や代替わりなどに伴い、年々減少傾向にあり、地域の特徴的な景観が変容している状況にあります。

そこで、これらの景観上重要な建造物及び樹木を「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定し、保全を図ることにより、村上らしい特徴的な景観の保全・形成を目指します。

【景観重要建造物・景観重要樹木について】

- 景観重要建造物・景観重要樹木とは、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を指定[※]し、所有者等の適正な管理義務や現状変更行為に対する市長の許可を求めるとともに、相続税に係る適正評価や管理等のための支援を受けることができるものです。
- これにより、景観重要建造物又は景観重要樹木を地域の個性ある景観づくりの核として位置付け、その維持、保全及び継承を図るものです。
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行う際には、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得ることが必要です。

■景観重要建造物・景観重要樹木の指定による支援と所有者の義務

- ・税制面による支援 : 利用上の制限の程度に応じた適正な評価を受けることができます。
- ・修理・修景の支援 : 外観を維持するために必要な修理・修景等に対し、一定の基準を満たした場合には、経費の一部を助成します。
- ・所有者の管理義務 : 所有者（管理者）は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければなりません。
- ・現状変更に対する許可 : 市長の許可を受けなければ、建造物の増改築、移転・除却、外観変更等や樹木の伐採・移植を行うことができません。

■景観重要建造物・樹木の指定の提案

- ・建造物・樹木の所有者は、当該建造物・樹木について、良好な景観の形成に重要であると認めるときは、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することを提案することができます。

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物・樹木については適用しません。

第2節 景観重要建造物の指定の方針

第1項 指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見通せるもので、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要建造物への指定を行います。

■ 景観重要建造物の指定基準

文化財保護法の指定基準等には達しないもの、若しくは基準に達していても文化財の指定を受けないもので、特に重要かつ景観的価値の高い以下の建造物。

- ・地域の自然、歴史、文化、風土等の特色を色濃く残し、後世に渡って守り継がれるべきもの。
- ・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、本市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ・建造物としての特に優れた意匠・デザインを有するもの。
- ・その他、特に景観上重要で保全すべきと判断できるもの。

第2項 指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、指定基準との適合性や建造物の状態等についての調査を実施し、地域住民や（仮称）景観審議会、専門家等の意見を聴いた上で、指定の妥当性を判断します。

なお、所有者及び管理者には、あらかじめ十分な説明・協議を行い、同意を図ります。

第3節 景観重要樹木の指定の方針

第1項 指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見通せるもので、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要樹木への指定を行います。

■景観重要樹木の指定基準

文化財保護法の指定基準等には達しないもの、若しくは基準に達していても文化財の指定を受けないもので、特に重要かつ景観的価値の高い以下の樹木。

- ・地域の自然、歴史、文化、風土等の特色を色濃く残し、後世に渡って守り継がれるべきもの。
- ・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、本市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- ・樹容（樹高や樹形）に品格や風格が備わり、特に優れていると判断できるもの。
- ・その他、特に景観上重要で保全すべきと判断できるもの。

第2項 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準との適合性や建造物の状態等についての調査を実施し、地域住民や（仮称）景観審議会、専門家等の意見を聴いた上で、指定の妥当性を判断します。

なお、所有者及び管理者には、あらかじめ十分な説明・協議を行い、同意を図ります。